

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市青少年問題協議会
開 催 日 時	平成27年12月24日（木） 14時00分から 16時00分まで
開 催 場 所	市民会館1階 第4集会室
出 席 者	会長：小牧一裕委員 副会長：木田ミツ委員 委員：野澤 征子、小橋荘次委員、山口登委員、堀池近章委員、 初瀬憲委員、山田昇委員、南潔委員
欠 席 者	柴田真理子委員、香川純也委員、大久保宣明委員、前田仁委員
案 件 名	1. 枚方市子ども・若者育成計画内容の進捗状況の確認及び評価について 2. （報告）枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの取組状況等について 3. （報告）少年非行防止ネットワークについて 4. （報告）その他
提出された資料等の名 称	1. 平成26年度「子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～」進行管理報告書 2. 「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」の状況 3. 「少年非行防止ネットワーク」概要版 4. 「少年非行防止ネットワークとは」大阪府HP掲載分
決 定 事 項	1. 委員から出された意見を踏まえて、引き続き、計画に基づき、各施策の取り組みを進めることを決定。 2. 枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの取組状況等について報告を行い、異議はなし。 3. 少年非行防止ネットワークの取組について報告を行い、異議はなし。 4. 子どもの課題対策検討プロジェクトチームの設置について報告を行い、異議はなし。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	子ども青少年部 子ども青少年課

審 議 内 容

1. 開 会

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 27 年度「枚方市青少年問題協議会」を開会させていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本協議会の会長が決まるまでの間、司会進行をさせていただきます、私、子ども青少年部次長の金沢でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日の会議は、概ね 2 時間程度を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。まず、初めに枚方市子ども青少年部長の水野裕一から開会に先立ちましてご挨拶をさせていただきます。

水野部長：枚方市子ども青少年部長の水野でございます。本来でありましたら市長からご挨拶をさせていただくところではございますが、外せない公務があるため甚だ僭越ではございますが、私から一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、枚方市青少年問題協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本市における青少年の健全育成に、ご尽力・ご協力をいただいておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

さて、枚方市青少年問題協議会でございますが、平成 26 年に地方分権の推進と審議の適正を図る観点から、これまでの組織、委員要件が変更になりました。会長でありました市長をはじめ本市の職員が委員から外れることとなり、本日は新たな協議会として初めての審議の場となっております。後ほど事務局から委員の皆様のご紹介もあると思いますが、これまでから委員を引き受けていただいている委員の皆様におかれましては、相変わらぬご協力を、新たに就任いただきました委員の皆様には、それぞれの専門分野から強力なお力添えを賜りますようどうぞよろしく願いします。

本協議会の担当事務でございますが、枚方市の青少年の指導、育成、保護、及び矯正に関する総合的施策についてご審議いただく審議会となっております。

現在の継続的な審議案件といたしましては、本日の案件の 1 つである平成 25 年 5 月に本協議会で小牧委員を中心にまとめていただきました「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗・進行管理がございます。子ども・若者を取り巻く環境がますます厳しさを増す中、さまざまな困難を有する子ども・若者とその家族に対する具体的かつ実践的な社会支援が求められています。

本市では、平成 24 年にひきこもり、ニート、不登校等の子ども、若者の自立にむけて本協議会にご審議いただきまして平成 25 年に「枚方市子ども・若者育成計画」を策定しまして現在根気強く取り組みを進めているところでございます。子ども・若者への支援は近年ますます福祉、医療、教育、就業と既存の縦割りの枠組みをこえて複雑、多様化しております。審議会、委員会の方も社会福祉審議

会また社会教育委員会など担任意務は輻輳することとなりますが、本協議会からも今後とも広く青少年問題全般について市に忌憚のないご意見、ご助言をいただきますようよろしくお願いします。

結びとなりますが、本日の協議会で活発なご議論が展開されますことをご期待申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

事務局：続きまして、本日の委員の出席状況ですが、委員定数 13 名中現在 8 名の委員がご出席いただいておりますので、(後から 1 名遅れて出席)、枚方市青少年問題協議会設置条例第 4 条第 2 項の規定により、本協議会が成立していることをご報告いたします。

それでは本日ご出席いただいております。委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご参照ください。

大阪国際大学教授 小牧一裕委員でございます。

枚方市立中学校長会招提北中学校長 堀池近章委員でございます。

枚方市青少年育成指導員連絡協議会副会長 山田昇委員でございます。

枚方・交野地区保護司会保護司研修部副部長 木田ミツ委員でございます。

NPO 法人キッズナビわかば副理事長 野澤征子委員でございます。

枚方公共職業安定所長 小橋荘次委員でございます。

交野警察署生活安全課長 山口登委員でございます。

枚方市民生委員児童委員協議会副会長 南潔委員でございます。

以上でございます。

なお、大阪府立枚方高等学校長 大久保宣明委員、枚方警察署生活安全課長 香川純也委員、大阪府立精神医療センター児童・思春期科主任部長 柴田真理子委員、枚方市立小学校長会桜丘北小学校長 初瀬憲委員(後ほど出席)、枚方市 PTA 協議会中学校部会部会長 前田仁委員におかれましては本日公務、所用のため本日欠席となっております。ご了承願います。

続きまして、本日出席の委員の皆様から会長・副会長を選出いただきたいと思えます。委員の皆様の中で何かご意見等はございませんか。

山田委員：事務局からご提案をお願いします。

○ (異議なしの声)

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局から提案させていただきます。これまでのご経験から小牧委員に会長をお願いしたいと思えますが、皆様いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもってご承認いただけますでしょうか。

○（拍手で承認）

ありがとうございます。それでは、小牧会長よろしくお願いします。

つづきまして副会長の選出ではございますが、会長から氏名をお願いします。

小牧会長：では私の方から副会長を指名させていただきます。木田ミツ委員を指名させていただきますが、委員の皆様ご異議はありますか。

○（異議なしの声）

事務局：ありがとうございます。それでは今選出いただきました、小牧会長、木田副会長におかれましては、それぞれ席の移動をお願いします。それではここからの進行は会長からお願いします。

小牧会長：会長に選出されました小牧でございます。よろしくお願いします。

私は今大学で心理学関係の授業を行っております。現在起こっているいろいろな問題の背景には家庭の教育力の低下、規範意識、対人関係力の低下などがあり、これは子どもだけでなく社会全体で取り組むべき問題となっております。そういった点でもこの青少年問題協議会というのは青少年に関わる学識経験者、関係行政機関、団体の代表がお集まりでございますので、力を合わせて審議を進めてまいりたいと思います。

本日は、委員それぞれのお立場からご意見をいただくことにより、今後の取り組みの一助としたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに本日出席の事務局の紹介をお願いします。

事務局：事務局職員の紹介をさせていただきます。

○（事務局職員の紹介）

小牧委員：ありがとうございます。それでは、次第に基づき、審議を進めてまいります。

最初に、次第の6の「会議運営事項の確認」として、「①会議の公開について」、「②会議録について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：まず、「①会議の公開について」ですが、本協議会の内容につきましては、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき「公開」とさせていただきます。傍聴につきましては、「枚方市青少年問題協議会傍聴取扱要領」により、傍聴していただくこととなります。

次に、「②会議録について」、ですが、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき作成し、本日の資料と合わせて、市のホームページ等で「公開」することとなります。会議録の作成にあたり、本日、補助的に録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

小牧会長：会議の公開について、及び会議録について、いずれもご異議ございませんでしょうか。

○（異議なし）

それでは、傍聴人について、事務局に報告を求めます。

事務局：本日は、傍聴者の来場はございません。

2. 案 件(兼報告)

小牧会長：それでは、次第の7の案件「枚方市子ども・若者育成計画内容の進捗状況の確認及び評価について」、次第の8の報告1「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの取組状況等について」を事務局からあわせて説明をお願いします。

事務局：案件「枚方市子ども・若者育成計画内容の進捗状況の確認及び評価について」を資料1「平成26年度『子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～』進行管理報告書」に基づき説明

報告1「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの取組状況等について」を資料2『枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター』の状況、に基づき説明

小牧会長：ただいま、『子ども・若者育成計画』に基づく施策の取り組み状況について、「平成26年度進行管理報告書」「ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの状況」及び「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議の状況」について事務局から説明がありました。「子ども・若者育成計画」につきましても、計画内容の進捗状況の確認や評価を本協議会が行うことになっておりますが、何かご意見等はございませんでしょうか。

山田委員：「子ども若者・育成計画」の本題に入る前にみなさんのご意見をお伺いしたいのですが、そもそもこの協議会は、どういう目的で作られてどのように運営していくのでしょうか。本来、ひきこもりに特化したものなのでしょうか。

また、会議の運営についてですが、冒頭、課長から会議の公開、会議録の公開についてお話しがりましたが、前回の会議の会議録が未だに公開されていません。今回の開催についても、ホームページのカレンダーに掲載されていますが、一覧では出てきません。今回は傍聴者がいらしゃいませんが、規定上の会議開催の周知、会議録の公開について不十分ではないかと懸念されます。

事務的なことではありますが、前回会議に欠席された方に議論した内容が伝わっているのでしょうか。前回の会議で枚方子どもいきいき広場の問題の話をさせていただき、学校なり留守家庭児童会室との関係をお話させていただきました。また、ネットワークの構築の中で、民生委員・児童委員さんが高齢者に手が取られている問題をお話しし、青少年育成指導員なりのネットワークの話もさせていただきましたが、そういった内容が伝わっているのでしょうか。この場で議論したことを施策に反映させるのであれば、そういったステップも大事にしていかなければいけないのではないのでしょうか。

今回、議題として「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗について挙がっていますが、この計画の上位計画として「枚方市新子ども育成計画」、さらにその上には「枚方市総合計画」があります。「枚方市新子ども育成計画」は昨年度で終了しています。そうすると今年度から上位計画はどうなるのでしょうか。本日はこ

の後、総合計画審議会が開かれるようですが、「枚方市新子ども育成計画」の後継計画や「枚方市総合計画」の検討状況の進捗など、上位計画のあり方なども議論されるべきではないかと思えます。

前回までの会議であれば条例上、会長が市長ということで、市長と副市長もお見えになって直接お話しを伺える貴重な機会であり、私どもの意見が伝わる機会だと思っていました。条例改正によって会長ではなくなったからと言っても市長と副市長がお見えになっていないのが非常に残念です。特に、今回市長が交代されて初めてお話しを伺える機会であったのにそれが伺えないのは非常に残念です。

もう一つ、ひきこもりのことは大事な問題で、議論することも当然大切ですが、子どもを取り巻く環境がこれだけではありません。事務局からも非行問題があったり、貧困問題があったりとお話しがあったとおりでありますが、既にある危機がある、この危機に対しての対応は枚方市の中のどこで議論されているのでしょうか。8月に寝屋川の駅前で子どもが連れ去られて、残念なことに亡くなるといった事件がありました。こういった既にある危機の議論はどこですするのか、私はこの協議会でそういった対応などの議論が必要だと思うので、そこは問題提起としてさせていただきます。以上です。

小牧会長：ありがとうございます。今のご意見について事務局から何かありますでしょうか。

事務局：たくさんご意見をいただきましたので、順次説明させていただきたいと思えます。

委員ご指摘の通り、昨年度の会議録の作成について大変作業が遅れておりまして、申し訳ございません。

欠席者にも周知をしたのかとご指摘についても、十分なことをできていないということ、この場をお借りしてお詫びをさせていただきます。

ただ、会議の公開についてですが、遅ればせながら進めておりますのでご理解いただきたいと思えます。

また、今回の会議開催についての周知についてですが、掲示等の貼り紙を行い、ホームページにも掲載させていただいておりますが、一部手続きがもれていて、一覧に表示されていないのかと思われまます。

山田委員：ホームページではカレンダーを選択すれば表示されますが、一覧表示を選ぶと出てこないということです。

事務局：わかりました。傍聴の周知について、ご指摘の通り不十分な点はお詫びさせていただきます。本協議会の位置付けについてですが、山田委員からもご指摘があり、冒頭、部長からのあいさつの中でも触れさせていただいたところではございますが、地方青少年問題協議会法という国の法律が改正されました。以前は、会長を首長とする規定があり、そのため市長が会長となっております。その後、青少年問題協議会を市の附属機関として位置付けるにあたり行政の職員は入らないという形になりました。条例は平成26年4月に改正しておりますが、前の任期が終了する

まではとなっておりますので、昨年開催した分につきましては、市長、副市長も出席いただいております。その任期が平成 27 年 8 月末までとなっておりますので、みなさんはその任期終了後に委嘱をさせていただいております。

また、初めての会議であるのにも関わらず市長が出席できなかったのは、公務が詰まっております大変失礼いたしました。市長の代わりに部長からご挨拶をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

青少年問題を取り巻く環境は非常に厳しく危機的な課題がある中で、実は「枚方市子ども・若者計画」はひきこもり等の子ども・若者の自立に向けてという目的で策定させていただいております。本計画の進行管理を枚方市青少年問題協議会がさせていただくことになっておりますので毎年案件として挙げさせていただいております。

なお今回の本協議会を開催するにあたり、案件はないかと庁内に回った結果、他に案件が出てきませんでしたので、次の案件にあります「少年非行防止ネットワーク」のみとなっております。今山田委員ご指摘の通り、少年非行の問題、子どもの貧困の問題は大変大きな課題でありますのでこちらの方も委員の皆様からご意見いただければと思います。

事務局：本協議会の位置付けですが、ご指摘の通り青少年の問題を広く審議し、ひきこもりに限ったところではございません。ただ、審議いただく場として、本協議会の他に社会福祉審議会があり、子ども計画などはそちらにて審議しておりました。本協議会にて審議していけないというきまりはないですが、そちらで審議していた経過があります。しかし、議論の経過等は本協議会でも確認させていただいてご意見をいただく場も持てればと思いますし、今後の課題として調整させていただきます。本計画自体が、ひきこもり、ニートに特化した計画として本協議会に諮問させていただいて策定した経過もありますので、進行管理も含めて報告はさせていただいております。これらの経過はご理解いただきたいと思います。

しかし、枚方市として子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会を作っていく中でどれだけ他の問題について対応していくかは大きな課題となっておりますので、委員の皆様についてもご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

事務局：「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」についてですが、平成 26 年度で終了しており平成 27 年度からは新しい計画として「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。委員ご指摘のとおり、「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」と記載している部分が本計画にも数か所がありますので、どのように改訂させていただくかはまだ考えがまとまっていませんが、今回の進行管理報告書については、目次の裏に脚注として書かせていただいておりますが、『施策目標 6 の施策の推進方向(1)に記載の「枚方市新子ども育成計画（後期計画）」の計画期間は平成 26 年度までとなっている。』と記載させていただいております。どのように対応するのが

適切かは検討中でありますので、次年度の進行管理を実施するまでには結論を出していかないといけないと考えております。

また、「枚方市総合計画」は現在策定中です、こちらも上位計画の位置付けとなっておりますので、今ご指摘いただいたように「枚方市子ども・若者育成計画」の進行管理とはいうものの、「枚方市総合計画」、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の情報も委員の皆様にもしっかりお伝えさせていただかないといけないと考えております。

南委員：今山田委員の方から、民生委員のことについてお話がありましたので、少し今の状況を報告させていただきます。私ども民生委員児童委員は民生委員法に基づいて民生委員が市町村に置かれ、児童福祉法に基づいて児童委員が市町村に置かれ、児童福祉法の法令の中に児童委員は民生委員が兼務するようになっており、このようなことから両方担当することになっております。現在高齢者に手を取られているとありましたが、当然民生と児童は委員が両方あるので100%対応しないといけませんが、実態はどうかと言うと今現在45小学校区に福祉委員があり、その福祉委員の事業はほとんど高齢者向けの事業ばかりとなっており、その高齢者向けの事業の主体として動いているのは45小学校区のひとつが民生委員が中心となっております、このような状態であり、少し児童委員の方がお留守になっている状況になっております。今民生委員は495名、主任児童委員は45名、延べ540名いますが1小学校区民生委員は平均11名、主任児童委員は児童問題専門の民生委員ですがこれは1小学校区に1名、しかし45名の内に5名の欠員が出ています。それから民生委員の方も495名の内、約30名の欠員が出ています。民児協としては子育て支援事業として保育園がやっている育児教室、あるいは未熟児教室、ひよこ教室、地域における子育てサロン、民児協本体がやっている「ゆりかご」、マタニティの方々のための支援事業などをやっておりますが、一番大きいのは先ほど申し上げました通り、各小学校区にできている福祉委員会の事業を主体となって民生委員がやっていることなので、表向き、児童の方はどうしても後回しになっており、高齢者の方になってしまいます。児童福祉部会も先ほど申し上げたとおり主任児童委員が他のことは放っておいて児童専門の民生委員として児童問題を全て担っており、1校区1名が中心となって、各校区によりますが11名の民生委員が連携しながら動いております。

それから民生委員児童委員協議会としましてはその他に、児童福祉部会を作っております、これは枚方市全体で28名しかいませんが14地区で枚方市に全て網羅することになっております、その28名は高齢者ではなく児童専門に取り組んでいるのが現状です。そのような訳で福祉委員会の関連があり高齢者の方にウエイトがかかってしまっているのご理解いただけたらと思います。

山田委員：今のお話はまさにそのとおりで、私も校区福祉委員会の副会長を務めさせていただいておりますのでよくわかります。前回の会議で、私の校区では、民生委員・児童委員さんだけでは回らないので、育成指導員さんも福祉委員会に入っていたくようにしたというお話をしましたので、そうした議論が伝わっていないということを引き合いとして出させていただきました。

堀池委員：山田委員の問題提起は非常にありがたいですが、私は中学現場にいる人間としてはひきこもりの問題はリアリティがありまして、不登校の生徒がどの学校にも問題としてあります。現実問題、中学3年生が進路問題を抱える中で陸続きとして長尾谷高等学校や近畿情報高等専修学校などの通信制や単位制の学校に行くことができればいいのですが、それすらもできず本人に会うことにできない。私の意識としては、やはり問題を絞ってもらわないと、この問題はひきこもりとしてつまり不登校から陸続きで高校や学校に進学しない、ではどうするのか3月31日で学校が卒業になりますので、その後は地域なり行政なりの対応になります。本校にも対象者がいますので、私も動きまして、家庭児童相談所には18歳まで、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターは39歳までということで、そこで相談すること、担任も追い詰められているので担任の方には3月31日よりあとは行政や地域などでまわす、そういった気持ちでやるように言いました。12月22日の終業式も終えてそのお母さんも少し心を病んでいるので、おばあさんと今お話しており、なかなかおばあさんはこちらに来られないので終業式終えてから、担任は夜遅くまで連絡しています。私が言いたいのはひきこもり問題はリアリティがありますので、家のお話もありますが不登校とひきこもりは現実にいるので、そういったシステムの充実、より一層の行政機関や教育機関などが一緒になってその問題を解決して、ニートとかも含めて解決に向けて充実した話をいただいたほうがと思いますのでよろしくお願いします。

野澤委員：はじめて出席させていただいております。よろしくお願いします。ひきこもりについては私自身は直接あまり関わっていないですが、ミナミの方に行きますと小学生でも家がおもしろくない、家庭がおもしろくないと言って家を抜けてきている子ども達が最近ちらほら見えます。これらはどこにでもある話ですね。また何か感じましたらお話させていただきます。以上です。

小橋委員：私どもハローワークとして、いろいろな若者がそれぞれの機関で支援を受けた方の最後の出口である自立に向けての就労の支援として携わっていますが、ひきこもりとニートのお話はありましたが、ハローワークに足を向けて出向いてくれる若者はそれで一步前に進めていますので、本当にひきこもりやニートの方にはもっと違う形の支援が必要なのかと思います。今委員の皆様にお話いただいている部分は非常に重要な話で、よく問題点があることもわかりましたが、この計

画に目を通させていただきましたが、やはりそれぞれ問題を抱えている中でかなり中身が幅広いですね、ひきこもり、ニートに特化しているのか、若者に特化しているのかという部分が少し広がりすぎているところがあり、この場も年に1度か2度である機会の中で、私もどのような意見を述べるべきなのかというのか、いつも難しいところではありますが、我々も国の行政としていろいろな形で枚方市の事業にも連携させていただいている中で、いろいろな部分で協力・支援させているのですが、計画に書いていただいている内容はその通りですが、幅広いところが多すぎて、少し私の立場でも意見を言わせていただいてもいいのかと疑問を感じるところがあり、もう少し整理が必要でこの場に出席させていただくのであれば、今日は何をどうすべきかと、もう少し絞った形での提案があってもいいのかなと思います。

木田副会長：ひきこもりに関しては、そこから相談につなげるとっかかりのところが一番大事かなと思います。

しかしその後のフォローも多岐に渡っていて、いろいろな人を動員してケアをされているのは報告を見るとよくわかります。

私は保護司でありますので、もちろんケースとして個人的な細部に渡る情報をいただいて、法律に決められた保護観察として自分達のところに来ますし私達も訪問をさせていただきます。しかしこれは強制的にひきこもりのケースを抱えたからと言って直接関わる、訪問ケアするなどは難しいかなと思います。私達は実際に来訪に来るのは月2回、3回などと法律で決められていて、それを破れば収容されてしまいます。そういった部分があるので、ひきこもりはそれらが無いので関わりが難しいかなと思います。

私も保護観察をしている中では、ほとんど24時間体制です。夜間にウロウロするなど、いろいろなことをするのは夜間や朝方であり、事件がおきれば警察に身柄を拘束されます。そういった動きをしないようにするには、細かい本人との信頼関係が大切です。この人に頼れば何とかしてくれるだろうということ、私達も動いているのですがそれは強制されたことではなく、夜間に女の私たちが動くのは危険ではありますが、いろんなお店に行ったり、危ないところに立ち寄っていたら連れて帰ったりといろいろなケースがありますが、このひきこもり等子ども・若者相談支援センターの体制は時間的には17時までであり、9時から受付など電話の時間が決まっていますよね、その時間の範疇で大丈夫でしょうか。

もう一つは親・家族などからのとっかかりが本人より多いとなっていますが以前もお聞きしたかもしれませんが、どういうとっかかりで、とにかくとっかかりさえあれば、いろいろな支援策が得られるとありますのでそこへどんな形でも繋がればと思いますが、そのとっかかりの方法が、広く例えば子ども青少年課だけではなく枚方市全体の他の課も意識を持っていただきたい。例えば生

活福祉室などやいろいろな課がある中でそういった意識を持って職員の人に対応いただければ、もっと引っ張り出すことができると思います。それで相談を受ける中で一番多いとっかかりはどういうケースですか、広報ひらかたを見たり、民生委員に相談されたりいろいろあると思います。

事務局：まず相談の時間帯ですが、9時から17時30分と市役所開庁時間に合わせています。

働いておられるご家族などから、時間外や土日に対応してほしいという要望もありますが、今のところは少しご無理いただいて時間内に来ていただいています。相談時間の延長は、今後の課題として捉えていかないとはいけませんが、ローテーション等、職員の体制がうまく行くかどうか問題としてあります。

緊急の対応ですが、ひきこもりの相談は今年で3年目になりますが、緊急に対応しなければいけないケースはあまりありません。ひきこもりの方達は、当初は家で暴れたりする方もいますが、1年ぐらい経つとほとんどおとなしくなられます。結果として家族も本人も安定してしまい、おっしゃっているようなとっかかりが、なかなかないのが実情でして、むしろそれが問題です。対象者から緊急に対応が求められるケースにはいろいろな側面があり、よく操作されると言い方をしますが、例えば対象者が自殺するとかを持ち出して、支援者が緊急に対応するが、結果的には無意識であれ対象者から操作されているという場合もあり得ますので、そこは専門家としてきちんと見極めていかないといけないと考えています。相談時間としては、緊急対応と言う面では、今のところ9時から17時30分で何とかできています。

とっかかりですが、ほとんどの場合は関係機関の紹介やホームページ、広報ひらかたを見た、知人から声をかけられたなどが多いです。今年度から去年の意見をお聞かしまして、どういう経路で繋がっていたかを初回相談については確認しております、それも含めて今年度の状況ですが、枚方若者サポートステーションからの紹介が多いです、ハローワークからも1件ありました、医療機関や保健所からの紹介もあります。広報ひらかたについては6件でしたが、今年度は掲載されていませんが、一昨年度は相談支援センターができたこともあり、特集で掲載されました。その時はかなり相談に来ていただき、広報ひらかたは媒体としては大きいと思います。しかし、広報ひらかたを見られてすぐに来られるかというとなかなかご家族も来ていただけないで、半年前の広報ひらかたを持ってやっと相談に来るといってご家族も多いです、支援者の1人が「奇妙な平和」と言っておられました、結果として本人はひきこもってしまって、家族もその状態に慣れてしまって、なかなか動いてくれないという家がかかなり多いとは我々も思います。それをどのようにして引っ張るのか、これは有効な策はありませんので我々がいろいろな形で知らせていく努力が一番大切だと思います。

小牧会長：また非行の問題を絡めて後ほどご意見いただけたらと思います。私が思ったことは、この委員会の位置付けに関して、どういうことに対してどのように取り組ん

でいくのかを明確にすることが必要だと思います。また、山田委員からもご指摘があったように緊急性の高いことに対して、どの部署がどのように対応していかないといけないのかというもお話いただければありがたいです。

次に先ほどのご意見では、ご家族からの相談が多いとのことですが、どのようにして広報を伝えるのか、まさに今お話いただいたように広報の分析が必要ではないかと思います。広報がうまく行き渡れば今すごくしんどい思いをしている人達の負担が少しでも減らすことができると思いますので、効果的に広げていただけたらと思います。

あともう一つ、毎年すごくいろいろな取組をやっていただいているのですが、報告書の中で問題点がはっきり見えてこない点があります。取り組みについては頭が下がる思いですが、結局どこが問題で何に取り組んでいけばいけないのかが見えにくいと感じます。もちろん報告書ですのでそこまでのことは難しいと思いますが、問題点を把握していただいて、恐らく把握いただいていると思いますが、その上でどうやって解決していくのかを検討する必要であると思います。

事務局：さきほど木田副会長から市役所内部のことのお話もありましたので、説明させていただきます、この相談支援センターは3年目になりますので以前よりはかなり浸透はしていると思います。生活福祉室や家庭児童相談所、健康総務課、市民相談課等の市役所の関係機関から紹介していただいておりますし連携も取れてきていると思います。我々も市役所内部の関係機関へのお願いの仕方などもよくなってきております。

小牧会長：平成25年5月策定の「子ども・若者育成計画」の進捗状況について確認をいたしました。ただいま、委員から出された意見を踏まえて、引き続き、計画に基づき、各施策の取り組みを進めていただくということで、本協議会の決定としてよろしいでしょうか。

○（異議なしの声）

3. 報告

小牧会長：ありがとうございます。続きまして、報告案件8(2)の「少年非行防止ネットワーク」について事務局から説明をお願いします。

事務局：報告案件8(2)の「少年非行防止ネットワーク」について資料3「少年非行防止ネットワーク」概要版、資料4「少年非行防止ネットワークとは」大阪府HP掲載分にに基づき説明。

小牧会長：ありがとうございます。ただいま「少年非行防止ネットワーク」について事務局から説明がありました、何かご意見等はございますか。

山田委員：少し話を戻させていただきます。「枚方市子ども・若者育成計画」の進捗については問題ないかと思いますが、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの状況や広報紙の「ひらぼう」については、進捗状況の年度に関わらず最新の状況なり情報をお示しいただければと思います。

少年非行防止ネットワークについては、大阪府警が各署の生活安全課以外にサポートセンターをお持ちなので、マルチチャンネルでいろいろなサポートをいただくために枚方市青少年育成指導員連絡協議会として参加することになりました。我々も警察官の方とも繋がりながら活動できる体制ができたと思っています。前回の会議でもお話しさせていただきましたが、少年補導員が警察署から任命を受けており、各交番に2名ずつの少年補導員がいます。青少年育成指導員と少年補導員、民生委員・児童委員との連携が有機的に連携できればと考えています。子どもがいなくなった時に、単に子どもが家出をしたのか、連れ去られたのか、三重県の事件であったように自由意思なのかは、発生当初にはわからないので、そうしたフォローのために、もう少し子どもたちを見守る、おかしいと思った時に声をかけるといったことを、守秘義務で子どもたちの権利も守りながらフォローをする方法を模索できないかと思っています。

初瀬委員：本日は遅くなり申し訳ございませんでした。私は教員として中学校、高等学校の経験が長く、そのころは非行という言葉は学校でも日常的に使われていましたが、3年前に初めて小学校に赴任してみると非行という言葉を使うもしくは耳にするのは非常に少ないという印象です。小学校の児童の問題行動と言いますと、一番多いのが万引き、高学年になると喫煙や確認しづらいますが飲酒などがあつたりします。非行の傾向、芽といったものが学校での児童の状況に現れてくる一つに、遅刻が増えて怠学、不登校の傾向が見られるようになるということがあります。この傾向は健康上の理由を除けば、将来的に非行に繋がる可能性もありうると考えます。本校の児童に具体的に見られるサインは、朝登校をしぶる、遅れてくる、授業中に落ち着かないなどの状態です。保護者の放任という言葉が過ぎるかもしれませんが、学校に来られなくなり、さらには夜間に子どもだけで外出するようになるとかなり危険な状態だと思います。また一概には言えませんが、保護者の干渉、保護が過ぎるのも不登校傾向がなかなか改善されない要因となったりもします。どちらも極端な例であり、常に起きているわけではありません。非行の未然防止や対応としては、警察署やサポートセンター、家庭児童相談室、教育委員会のカウンセラー、学校に配置される心の教室相談員などと連携して進めています。やはり小学生の場合は家庭でのしつけを含めた指導や地域での見守りが非常に大切であり、保護者・地域との連携、協力がうまくいっていないと、学校が児童が抱えている困難な状況を掴みにくいいため、非行や不登校などの

未然防止や早期対応に苦勞するのが実情です。

堀池委員：非行のネットワークですが、枚方市は大阪府に言われなくても取り組んでおり、私の中学校区も青少年育成指導員の方、部会、コミュニティ協議会を含めまして各小学校区、中学校でネットワークが出来ていると思います。枚方市は進んでいるなどと思います。中学校の方も頑張っておりますが、我々は授業することが一番ですので、すぐ学校への電話がありお叱りがあります。地域にネットワークを形成していくのであれば我々もすぐ動きます。しかし公園でタバコを吸っているのであれば違法行為であり、マンションに侵入したら住居侵入で違法行為です。それはすぐ警察に言ってくださいと地域に出て私もみなさんにお伝えしております。

教師は当然現場に行きます。しかしその前に一報として万引きなどの違法行為なども警察に連絡してほしいです。我々もすぐお叱りの電話をいただいて、すぐに現場に行きますけども、教師は、まず授業、クラブ活動、学校行事が第一です。正直我々はパンクしております。この前も1年生は石を投げているというお叱りの電話をいただきました。当然私達も調べます。しかし現場としては保護者対応、地域対応、PTA対応などで疲弊しております。ですので、この非行のネットワークで地域は地域、家庭は家庭、学校は学校でそれぞれ責任を持って欲しい。学校に何でもかんでも言われるとつらいです、お叱りの電話があれば学年を探して、見つけることもします。しかし、そのネットワークの機能をある程度強化していただきたいと思います。学校は学校、地域は地域、家庭は家庭で分けていただかないといけません。やはり家庭です、家庭が責任を取ってほしいです。やはり学校の時間を過ぎたら家庭です。大阪府の条例でもありますが、深夜徘徊はいけません。寝屋川の事件でもありましたが、寝屋川の事件の小学校の校長が記者会見しておりますが、なぜ校長先生が記者会見をしないといけないのでしょうか。夏休みで生徒は家庭に帰している、しかも深夜であります。なので、記者会見する必要はないと思います。我々は憤りです。この間その校長先生にお会いして「なぜ記者会見したのですか」と聞きました。すると「やはりしなければならぬ」と返答でした。確かに私があの立場であればしていると思いますが、夏休みで生徒を家庭に帰しているにもかかわらず記者会見するのはおかしいです。もうそういった時代ですので、ここまでは家庭、ここまでは学校、ここまでは地域として分けてネットワークを強化いただければと思います。

もう一つ言わせていただきますと、少年法の改正、児童福祉法の改正が必要です。大阪府中央子ども家庭センターの方も立ち入り調査の権限を付与してほしいと言っております。はっきり言って、家庭への立ち入り調査権をもたないといけません。児童福祉法の改正をしていかないと立ち行きできません。学校現場はパンクしております、先生は心を病んでいっております。学校は授業は第一ですので、少年非行防止ネットワークの強化、法律の改正もいただきたいと思っております。

山口委員：なかなか非行問題は難しいですが、ネットワークはかなり大事だと思います。私も本部の少年課から来ました。サポートセンターにいたこともあります。あそこは府警の少年課、大阪府の青少年課、大阪府の教育委員会が三位一体となってお互いに連携していくのが趣旨です。教育委員会から警察署に出向したり、警察署から大阪府青少年課に出向し人事交流を行っています。それぞれ立場があつて難しい面もありますが、例えばサポートセンターでは子どもの居場所作りも行っており、学校へもいけない子をサポートセンターで面倒を見ています、ボランティアにも協力いただいて熱心に取り組んでおります。これは目に見えた成果は出ずに難しいですが、将来的には就労支援にもつなぐことができたらと思います。ひきこもりの話も先ほどお話がありましたが、私も実はまだ理解できていないところもありまして、ひきこもりは不登校の方もいますよね。何らかの前兆はあると思いますが、警察としてはその人の生命、身体、財産に係る問題、人の生命、子どもの命を大事にして救済すべく相談に乗ります。ただ、ひきこもりは家庭の中なので、なかなか入っていけない面もあるので難しいところもあると正直思っております。学校に行かない子も時々夜に遊んだりしているので、どこまでがひきこもりなのか、ずっと家にいる訳ではないと思います。相談している子でも学校に行っていないけど、夜、あちこちで遊んでいる子が多いです。この問題は社会的な問題で大きすぎるとよくわからないところもありますが、それぞれの立場で何とか頑張っていけたらと思います。そういうことでこの機会をよき情報交換の場として、我々も勉強して頑張っていきたいと思います。

小牧会長：この資料3もよくまとめてあると思います。この中で非行だけに限らないのですが、左下のあたりに大事なことが書かれています。それは声をかけるという非常に単純なことです。いろんな研究で声をかけることが対人関係や集団で効果があるとされています。例えばレジリエンスという言葉が今流行っております。落ち込むのは当たり前ですが、そこからどうやって早く元の状態に戻していくのかというのが大切で、これは企業にも広がってきております。そのレジリエンスの要因としてサポートの話も出てきます。家族はもちろんのこと、家庭以外の近所の大人やおじさん、おばさんなどのいろいろな方が関わることによって早く立ち直るきっかけになるということです。それは当たり前だという人もいますが、声をかけることが予防につながる可能性も高いので、逆に言うとハードルが低いので、できることをみんながやってまわりの意識を高めていくことが大切です。そのあたり単純なことから、実践いただくことが大切だと思います。

木田副会長：今の話に関連してですが、保護観察をやっている中で子ども達が非常に悪い状況になって、少年でしたら20歳まで見ていますが、その間、就労に繋がったりいろいろなことで更生していくのですが、やはり13歳から16歳の子ども達

は、声をかけられたら「うっかしい」「あの警察はうっかしい」などと言っていますが、更生した時は無視されている人よりも声をかけてくれている人の方がよかったと言っています。いじめなどもそうですが、やはり干渉されていることよりも無視されることが人間的に一番傷つきます。警察の方は職権があります。我々は夜は声を掛けにくいと思いますが、人数が多いのであれば、「そんなことしなや」など声を掛けると、「うるさい」と返ってくると思いますが、気にしてもらってるというのは何年か経ってから、私が解除の書類を書くときに17、18歳で解除することもあります。声を掛けられたことは初めはうるさかったがやはりよかった、うるさい人が一番良かったと結構言ってくれますので、見掛けたら声をかけてくれたらと思います。

私は薬物乱用防止指導員をやっておりますので、今薬物に関しては小学生が部屋でお兄ちゃんが大麻を吸っていたので自分が吸ったという事件がありました。あれだけが顕著に出ています。他にもあるかなと思います。件数もわかりませんがタバコを吸っている子はすぐに覚醒剤にはならないですが、煙を吸うことに抵抗がない、そしたらたむろしている時に、強い先輩やつながりの強い友達があぶって吸っている時に、「お前は吸わないのか」「仲間に入れない」と言われてすすめられたりして、気持ちが萎えたりします。吸う経験がなければ煙たいので断る子もいますが、吸う経験のある子は手を出してつながっていくことがケースとしてあります。全部ではないですが、やはりタバコは吸わせない。指導員も薬物防止の教室をしている中で、20歳になったらお酒もタバコはいいとしている話もありますが、20歳になってもタバコはだめと言っています。ではなぜ売っているのかと子どもから質問がありますが、昔はタバコは嗜好品として栽培されて、近年になって体に害があることがあり、大人もやめないといけないが、依存性があるから続けていますと説明していますが、タバコは葉やパッチを張って辞めることができると思っている子もいます。いろいろな知恵を働いていますが、絶対ダメだということを学校でも伝えてほしいし、まず非行の中で先生がおっしゃられた通りタバコもありますので、家でもそういう状況がある場合は、飲酒などもあると思います。家族の中でもそういうところも正月がありますので気をつけてほしいです。ちなみにこの間子どもたちからアルコール0はどうかという質問がありました。それはアルコールは0ですが、薬剤師がサポートしてくれて炭酸に依存してしまうので、お酒の場所で飲む雰囲気染まってしまうことが怖いので、大人が作り出した社会です。がちちょっと子どもには申し訳ない社会になっているなと思います。

野澤委員：会長からさきほど声かけの話がありましたので、私も少しお話させていただきま
す。寝屋川の事件がありまして、その後、地域、学校、警察、行政がパトロール
を実施されて、スクールカウンセラーを配置したりして、みなさん立ち上がって
きました。防犯カメラもすごく増設されて、これはとてもいいことで、やらない

といけないことをやるということは大切だと私も感じました。これはあくまでも対症療法的な施策でして、子ども達には会長がおっしゃったように、まず声かけがないといけません。子どもの心を打つのはデジタルではなくアナログだと思います。声かけの方法ですが、問題行動を起こしている子には声をかけてほしいのですが、知らない子どもであれば自傷事故も考えないといけませんので、まずは自宅の近所や通勤経路、駅から自宅までに出会った小学生や小さい子ども、子連れのお母さんなどに「こんにちは」「今帰りですか」など日頃の仲間同士で声かけするようなことを子ども達に言っていただきたいと私は思います。それですと、顔も知ってますし、相手の名前も知ってますので、子どもは会長がおっしゃったように、その声かけをしたことだけで生活の襟を正すと思いますので、私もお願いしております。難しいことではないのでそれは永続的、持続的な方法です。対症療法的なものは予算などいろいろな制約があって長続きしません。ですからアナログの自宅の近所の知っている子ども達に声かけをすることが基本的で一番大事なことだと思っております。

山田委員：今、声かけのお話がありましたが、私も10年以上、毎朝子ども達に声かけをしながら駅まで通勤しています。本当に声かけが大切なのは、学校が休みになって留守家庭児童会に通う子どもたちだと思っています。前回の会議でもお話しさせていただきましたが、留守家庭児童会室がいつ開いているのか、地域にわかりにくくなっています。土曜日に開いている日と開いていない日があります。学校へ通っている時は、安全監視の人がいたり、正門の管理の人がいたり地域でネットワークを取っているのですが、学校が休みに入るとそういった体制がなくなってしまいます。特に今の時期はすぐに暗くなり、迎えにいかない保護者もいますので、暗くなってから帰る子どもがいます。それが最も危険であり、そうした状況での見守りの体制が必要です。

さきほど先生からお話しがあったように家庭の能力が低下していく中で、地域がフォローしてネットワークを構築するためには情報が必要です。学校から子どもの情報も差し支えない範囲で教えていただく、実際に今日はこの時間に授業が終わる、この日から休みである、この日は留守家庭児童会室もあるなど、地域にわかりやすくなしないと地域のフォローもなかなかできません。そうした意味でもネットワークが重要になってきます。地域が担って行く中で意識を高めていけたらと思います。家庭の問題、親の問題と言ってしまうとそれまでです。子どもたちを何とかしてあげたいとの思いから取り組んでいますので、その辺の議論ができたらと思います。

小牧会長：続きまして、報告8(3)として事務局から何かありますでしょうか。

事務局：11月に子どもの課題対策検討プロジェクトチームが、庁内に設置されましたので、簡単に説明させていただきます。

市長の所信表明でも、貧困の連鎖の防止として生活困窮世帯の子どもに関する支援や、虐待・不登校など子どもの抱える課題の解決に向けた取り組みを進めるとされています。

いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、また、生活困窮者自立支援法も平成27年4月から施行されています。

昨今、子どもの貧困については、マスコミでもよく取り上げられ、国の方でも、貧困率の高いひとり親家庭に対する支援をはじめ、この対策を強化することとされています。これらのことを踏まえ、本市においても、子どもの貧困対策をはじめ、虐待・不登校など子どもに関する課題解決に向け、教育、生活、就労面などにおいて子どもや保護者を支援する施策を検討するため、子ども青少年部、福祉部、健康部、教育委員会等の関係部署からなる「子どもの課題対策検討プロジェクトチーム」が平成27年11月27日に設置をされました。

子ども青少年部次長がチームリーダー、子ども青少年課が事務局を務めます。今後、子どもの貧困に係る状況や子どもを取り巻く教育・生活状況などに関する実態調査や、現在取り組んでいる子どもに関する施策を庁内的に整理し、今後、拡充、新規に取り組む施策について検討を行う予定としております。検討結果につきましては、今後、青門協にも報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

小牧会長：ありがとうございます。今の事務局からの説明について何か、ご意見等ございますか。

○（意見なし）

小牧会長：以上で全ての案件並びに報告案件の審議・確認が終了しましたが、最後に委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。

○（意見なし）

小牧会長：それではこれもちまして、平成27年度枚方市青少年問題協議会を終了させていただきます。貴重なご意見をありがとうございました。事務局から何か連絡等がありますか。

事務局：委嘱状の方を遅くなりましたが、皆様にお渡しさせていただきます。

本日は、委員のみなさまから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後の施策展開に生かしてまいりたいと思います。

子ども・若者育成計画については、計画内容の進捗状況の確認や評価を本協議会におきましてお願いすることとなっております。青少年に関するさまざまな事案等とあわせて、今後ともご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、皆さまにご確認をいただいた後、ホームページで公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

小牧会長：これもちまして、青少年問題協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

終了